

精華町一時預かり事業

保護者等の育児疲れ解消、急病やパートタイム就労等就労形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において一時的な保育を行う事業です。



ご利用できる方

町内に居住し、住居をおき、精華町の保育所への入所対象とならない就学前の児童であって、かつ、次の項目のいずれかに該当する方

保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となり、一時的保育が必要となる児童

保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる児童

私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童

利用方法

利用申請は、各保育所まで

- * 原則として利用の1週間前までに申請をお願いします。
- * 保育所の利用状況等によりキャンセル待ちとなることがあります。
- * 利用する際には、必要な持ち物を保育所に確認してください。

利用保育時間

- (1) 月～金曜日 午前8時30分から午後4時30分までの必要時間
- (2) 土曜日 午前8時30分から正午までの必要時間
- (3) 上記の時間帯以外の利用の場合(延長一時預かり)
 - ・ 月～金曜日 午前7時から午前8時30分まで、午後4時30分から午後7時まで
 - ・ 土曜日 午前7時から午前8時30分まで、正午から午後4時までただし、(3)については、別途料金が必要となります。

利用料金

- (1) 4時間以内 / 1日あたり の場合 900 円
- (2) 4時間を超える / 1日あたり の場合 1,800 円
- (3) 給食費 200円 (別途要)
ただし、利用申込日の前日及び当日に利用をキャンセルされた場合は、
給食費200円は返金しませんので、予めご了承ください。
- (4) 延長一時預かりを利用される場合 30分あたり 250円

* 利用料は、直接保育所へお支払いください。

実施保育所

ひかりだい保育所 [運営:(福)千祥福祉会]

(TEL 95 - 3651 FAX 95 - 3652 光台四丁目 50 - 3)

せいかだい保育所 [運営:(福)長尾会]

(TEL 98 - 3866 FAX 98 - 3855 精華台二丁目 11 - 2)

《 延長一時預かりは、せいかだい保育所のみ実施。 》

その他

食事は、基本的に保育所で給食を用意します。

利用児童が伝染性の病気で、他の入所児童に伝染するおそれがあると認められるとき
や医療機関で医療を受ける必要があるときは、ご利用をお断りすることがありますのでご
注意ください。

ご利用にあたっての不明な点は、利用を希望される保育所へ、直接お問合せください。

精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課

〒619 - 0285 相楽郡精華町南稲八妻北尻70

TEL 0774 - 95 - 1917 FAX 95 - 3974

E-mail kodomo@town.seika.kyoto.jp